

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正の目的

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、次の条例について、関係規定の改正を行うものです。

- ① 四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ② 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正の概要

次のとおり国基準と同様の改正を行います。

- ① 保育所、認定こども園、小規模保育事業所等の業務負担軽減等を図る観点から、当該施設、事業所等における書面等の作成、保存等について、電磁的記録による対応が可能である旨を規定します。
- ② 保育所、認定こども園、小規模保育事業所等を利用する保護者の利便性向上や当該施設、事業所等の業務負担軽減等を図る観点から、保護者への説明等のうち、書面等で行うものについて、電磁的方法による対応が可能である旨を規定します。
- ③ その他所要の規定の整備を行います。

3 改正の案文

改正の案文につきましては、別紙「四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案」をご参照ください。